

議案第47号

さいたま市心身障害者医療費支給条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市心身障害者医療費支給条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サー</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サー</p>

ビスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ〜ク [略]

ケ 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2)〜(7) [略]

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するとみなされる者

(9) [略]

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(11) [略]

2 [略]

ビスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ〜ク [略]

ケ 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2)〜(7) [略]

(8) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者

(9) [略]

(10) [略]

2 [略]

（さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。次号において同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。次号において同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p>
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p>2 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。次項において同じ。)</u>に係る納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 10月10日から同月31日まで</u></p> <p><u>第2期 11月10日から同月30日まで</u></p> <p><u>第3期 12月10日から同月31日まで</u></p> <p><u>第4期 1月10日から同月31日まで</u></p> <p><u>第5期 2月10日から同月末日まで</u></p> <p>3 平成20年度において、被扶養者であった被保</p>

<u>2</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>3</u> [略]	
	<u>5</u> [略]

險者に係る納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定める」とあるのは、「10月10日以後における別に定める時期とする」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。